

租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）

- * 「添付の有無」欄に○印を付してください（裏面もあります）。なお、「整理欄」は記入する必要はありません。
- * このチェックシートは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」に添付して提出してください。
- * このチェックシートに記載された添付書類の提出があった後において、事実関係や寄附を受けた法人の運営状況を確認するために、関係書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承願います。

	添付を要する場合	添付書類名	添付の有無	整理欄
第1表関係	申請者が寄附者の相続人及び包括受遺者である場合	1 寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	有・無	
	法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合	2 遺言書の写し	有・無	
第2表関係	申請書を提出する全ての場合	1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し	有・無	
		2 法人の登記事項証明書等	有・無	
		3 法人の寄附行為、定款又は規則の写し	有・無	
		4 法人が設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し	有・無	
		5 法人が設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等（注1）	有・無	
第3表関係	申請書を提出する全ての場合	1 寄附申込書の写し	有・無	
		2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合は、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し	有・無	
		3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	有・無	
	寄附財産に係る取得価額が明らかである場合	4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	有・無	
	寄附財産が土地である場合	5 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含む。）	有・無	
		6 利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等	有・無	
		7 寄附土地に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等	有・無	
	寄附財産が建物である場合	8 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書	有・無	
		9 利用状況の分かる平面図及び写真等	有・無	
	寄附財産が株式である場合	10 寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）	有・無	
		11 寄附後5年間の配当金の利用計画書	有・無	
		12 過去5年間の配当状況を記載した書類	有・無	
		13 発行法人の直近の事業報告書・決算書等	有・無	
	寄附財産が美術品である場合	14 寄附財産のうち主要なものカラー写真	有・無	
		15 寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書	有・無	
第3表―付1関係	寄附財産である土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	1 建築請負契約書の写し及び建築工事のスケジュール表	有・無	
		2 建築資金の調達方法が確認できる書類（融資や補助金の決定通知書の写し等）（注2）	有・無	
		3 建築する建物の利用状況が分かる平面図等	有・無	
		4 建築業者の選定経緯が分かる書類（入札に係る理事会の議事録や入札結果が分かる書類の写し等）（注2）	有・無	
	5 建築した建物の登記事項証明書及び写真（注3）	有・無		
寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合	6 やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	有・無		
第3表―付2関係	寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合	1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類	有・無	
		2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等	有・無	
		3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	有・無	
		4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	有・無	
		5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	有・無	
		6 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書	有・無	
		7 代替資産の利用状況が分かる平面図（設計図）、写真等	有・無	
		8 寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	有・無	
	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合	9 譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類	有・無	

【表面】

	添付を要する場合	添付書類名	添付の有無	整理欄
第8表関係	寄附を受けた法人に土地又は建物の貸借がある場合	1 土地又は建物の借受け又は貸付けに関する賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が土地を貸し付け又は借り受けている場合	2 土地の利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、その土地を中心とした住宅地図(隣接する土地の利用者が記載されたもの)等(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が建物を貸し付け又は借り受けている場合	3 建物の利用状況が分かる平面図(注2)	有・無	
第9表関係	寄附を受けた法人が他の者又は法人の債務の担保として、土地又は建物を提供している場合	1 債務の担保となっている土地又は建物の登記事項証明書(注2)	有・無	
		2 金銭消費貸借契約書の写し(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合	3 保証契約書などその保証の事実が分かる書類の写し(注2)	有・無	
		4 金銭消費貸借契約書の写し(注2)	有・無	
第10表関係	給与の支給(予定)がある場合	1 就業規則、給与規程(俸給表を含む。)、役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し	有・無	
第12表関係	育英事業を行う法人である場合	1 寄附をした日の属する年度以降5年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、申請書第12表の「(3) 奨学金の貸付け・支給の実績」に準じて作成した書類	有・無	
		2 奨学金の希望者又は寄宿舎の入寮希望者の募集要領	有・無	
		3 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舎の入寮者の選考基準書の写し	有・無	
		4 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舎の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	有・無	
		5 奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類	有・無	
第13表関係	助成事業を行う法人である場合	1 寄附をした日の属する年度以降5年間の助成計画について、申請書第13表の「(4) 助成金の支給の実績」に準じて作成した書類	有・無	
		2 助成希望者の募集要領	有・無	
		3 助成金の支給対象者の選考基準書の写し	有・無	
		4 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	有・無	
		5 助成金の支給実績が分かる書類	有・無	
第14表関係	措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合	1 対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等	有・無	
	措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れている場合	2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れていることについての理由書	有・無	
第15表関係	美術館等を設置運営する法人である場合	1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第11条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し(申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等)	有・無	
		2 美術館等のパンフレット及び入館券(表面に「見本」と朱書したもの)(注1)	有・無	
		3 寄附後3年間における事業計画書及び展示計画書(注4)	有・無	
第16表関係	図書館を設置運営する法人である場合又はその他の公益目的事業を行う法人である場合	1 寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等(注1)	有・無	
		2 寄附後3年間の事業計画書	有・無	
第17表関係	申請書を提出する全ての場合	1 財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録(新たに設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録)	有・無	
		2 財産の寄附をした日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	有・無	
	収益事業を行っている場合	3 財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度(この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度)の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し	有・無	
		4 収益事業を開始する日から1年間の収支予算書	有・無	
共通	申請書を提出する全ての場合	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	有・無	

(注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

2 寄附を受けた法人と、寄附者、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者との間において、建築請負契約、金銭消費貸借契約等がある場合に提出してください(「特殊の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者をいいます。)

3 建築完了後に提出してください。

4 承認申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。